

審 査 基 準

平成26年 3 月20日作成

法 令 名：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項：第12条第3項
処 分 の 概 要：防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：申請書は、生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室犯罪抑止対策係窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室犯罪抑止対策係 (電話 075-451-9111 内線3411)
備 考：